



Title	アジア伝統社会における刑罰制度
Author(s)	大野, 徹
Citation	大阪外国語大学論集. 2006, 33, p. 103-130
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79982
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アジア伝統社会における刑罰制度

大 野 徹

A Study on the Systems of the Criminal Punishments in Despotic States of Asia

OHNO Toru

はじめに

集団生活をしている以上、人間社会では、窃盗、詐欺、傷害、殺人、強盗、放火と言った様々な犯罪が発生する。アジアの伝統社会では何を犯罪と認定し、罪人に対してはどのような刑罰を課して来たのだろうか。本稿では、アジアの刑罰体系を、辛亥革命以前の中国、日韓併合以前の朝鮮、明治維新以前の日本、自治政府出現以前の蒙古、仏領化以前のベトナム、英領化以前のインド及びビルマに焦点を絞ってその特質を明らかにする。本稿では、註は必要最小限に止め、引用文献は全て巻末に一括掲示する。

I. 王朝時代の中国の刑罰

(1) 律の変遷

中国では、春秋 (BC770-476)、戦国 (BC475-221) 時代既に、刑法に相当する「律」が成立していた (周 p.137)。戦国時代の律としては魏国の宰相李悝によって編纂された「法経」がある。「法経」では、全体が盗法、賊法等の6篇に分けられ (李 pp.63-4)、盗と賊とは厳格に区別されていた。「左伝」や「荀子」等によると、「良を害すを賊と曰う」「忌む事なく人を殺すを賊となす」「貨を窃するを盗と曰う」「殺撃して変る事なし、之を賊と曰う」とあるから、盗とは窃盗を、賊とは殺人犯を意味する。「法経」には、「人を殺した者は誅す。その家に籍すその妻子に及ぶ。二人殺せばその母氏に及ぶ。大盗は守卒と為す。重犯は誅す。宮を窺う者は臙す。拾遺する者は刖す。夫に1妻2妾あり、その刑は臙。夫に2妻あり、即ち誅す。妻に外夫あり、即ち宮 (宮中に幽閉) す。符を盗む者、誅す。その家に籍する者をも。玉 (玺) を盗む者、誅す。博打をする太子、即ち笞す」 (周 p.177) とあり、この時代には、誅 (死刑) が多用され、刖 (足切り)、臙 (膝切り)、臙 (耳切り) 等の肉刑や笞刑が行われていた事が窺える。

紀元前 221 年始皇帝によって創建された秦では、六国にあった律がまとめられて「秦律」となった。1975 年湖北省雲夢県睡虎地の木槨墓で発見された竹簡 1, 155 点と断片 80 片 (李 pp.67-8 ; 周 p.185) によると、その墓は秦時代のもので、竹簡の内容の大半は秦律で

あった。竹簡には「法律問答」190条が含まれており、秦では刑罰として、城旦、黥、斬首、棄市等が課せられていた。城旦は今日の懲役刑、黥刑は入墨、棄市は公開処刑に相当する。「史記」商君伝によると、秦律には刑罰として、連座、腰斬、車裂、梟首等があった。連座は罪が一族郎党に及ぶ事である。腰斬も車裂も死刑の一種で、腰斬は腰を斬る事であり、車裂は受刑者の肢体を車に繋ぎ車を走らせて裂き殺す刑(仁井田 p.61)を指す。梟首では斬首の後その首が木の上に架けて梟される(陳 p.264)。

劉邦によって建国された漢(BC202-AD 8)では、「第1章、殺人を犯した者は死刑、第2章、人を傷つけた者は罪を抵す、第3章、盗みを働いた者は罪に問う」という「法三章」が制定された。「抵」とはモーゼ法やハンムラビ法典の「目には目を、齒には齒を」で表わされる同害刑(タリオ)の事で、加害者には被害者が蒙った損傷と同等の刑罰が課される(周 p.202)。その後、宰相蕭何によって「九章律」即ち「律」がまとめられた。1903年のオーレル・スタイン(Aurel Stein)の敦煌発掘では、紀元前1世紀の漢代の木簡が発見されたが、その中に漢律が含まれている(李 p.101)。1930年西北辺の額濟納河流域の黑城で行われた発掘調査の際発見された大量の漢簡にも漢律が含まれていた。漢時代の死刑は、磔、棄市、梟首の3種であった(陳 p.265)。肉刑としては、入墨、鼻切り、足切り、右趾切りの4種があった。肉刑は残酷すぎるとして、文帝(BC180-157)の治世に廃止され、城旦舂や笞刑、身分の降格(隸臣、庶人)等に簡素化された(周 pp.198-9; 李 p.107)。城旦舂刑の内、城旦は築城刑で、昼間は外敵の警戒に当り、朝夕は長城や城塞の建設労働に従事した。舂刑は女子用の刑罰で舂米の労働に従事した(仁井田 pp.74-5)。漢律の特徴として、故意と過失とが区別された(周 p.202)。故意に対しては刑罰が加重され、過失に対しては軽減された。漢律には、「連座」、「反座」の観念があった(周 p.204)。犯罪者とは無縁の身内や同僚にも刑事責任を問うのが連座で、他人の罪を誣告した時誣告された相手が蒙るのと同じの刑罰を課するのが反座である。

律典は、三国時代(AD220-264)、西晋時代(AD265-420)、南北朝時代(AD420-589)を経て、隋朝へ継承された。隋の文帝による583年編纂の「開皇律」では、それまで存在していた魏、晋、北齊、南梁各時代の律典が参考にされ、死罪81条、流罪154条、徒、杖罪1千条が削除されて、5百条の新律にまとめられた。開皇律の特徴は、鞭刑の廃止、杖刑の笞刑への軽減、梟首の廃止、絞、斬2種への死刑方法の限定、車裂刑及び宮刑の廃止、大逆罪と謀反罪の「族誅」への組入れ、十惡項目の改定等である(李 pp.120-1)。五刑は、「笞、杖、徒、流、死」の五種となった。笞刑は10打から50打まで、杖刑は50打から百打まで、徒刑は1年から半年ずつ増えて3年まで、流刑は千里(2年)から5百里ずつ増えて2千里(3年)まで、死刑は絞、斬の2種とされた(周 p.244)。

高祖李淵が樹立した唐(AD618-907)では、「唐律」が編纂された。李淵は、劉邦の「法三章」制定を参考に、「法二十条」を發布して、殺人、強盜、背軍、叛逆等を除き、その他の死罪を一律に免除した(周 p.252)。唐以降の律は、五代、宋、遼、金、元、明、清のいずれを問わず、唐律の影響を強く受けている。特に宋朝の「宋系統」はその全てが唐律と全く同じである(李 p.124)。唐律の十惡は、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不

敬, 不幸, 不睦, 不義, 内乱 (現行刑法の内乱罪とは異なる) の 10 種 (李 p.125) で, それ以前のものとは異なる。唐律には, 減刑, 銅贖等の特徴があった。「弟が兄を殴れば徒 2 年, 兄が弟を殴ればたとえ負傷させても無罪」だとか「妻が夫を殴れば徒 1 年, 夫が妻を殴れば無罪」 (李 p.125) 等のように, 長幼間, 男女間に大きな格差があった。

「唐律」では, 次のような概念が確立されていた (仁井田 pp.202 - 247; 周 pp.256 - 9)。

(1) 罪刑法定主義。これは, 断獄律の「諸の罪を断ずるには皆すべからく律令格式を具引すべし。違ふ者は答三十」という表現から窺える。(2) 故意と過失の区別。唐律では犯罪の成立に故意又は過失のある事が必要で, 「故殺」と「過失殺傷人」, 「故燒」と「失火」等の表現で区別した。これは罪を犯す意思のない行為は罰しないという考えに基づく。過失によって人を殺傷した時には加害者に贖, 即ち弁償を行わせた。故意及び過失の観念は, 唐律から明, 清律にも引き継がれた。(3) 一般人の殺人罪と尊属殺人罪との区別。古い法制度では, 一般殺人罪よりも尊属殺人罪の方が厳しく罰された。一方, 奴隸殺害罪には一般殺人罪よりも軽い刑罰が課された。また, 錯誤による罪に対しては罪一等が減じられた。錯誤とは, 甥が叔父である事を知らずに傷害し, 取調べを受けて初めて被害者が自分の叔父である事を知ったような場合を指す。(4) 類推解釈。唐律には親殺しの規定がない。しかし叔, 伯を殺せば「斬」である以上, 親殺しも当然「斬」とされる。この類推解釈の原則は唐律だけでなく, 金律, 明律, 清律等, 後世の刑法でもほぼ踏襲された。(5) 犯罪の態様に, 共犯 (主犯と従犯), 教唆, 累犯, 併合罪等があった。唐律には「諸々の共犯者は, 造意を以て首と為し, 随従者は一等を減ず」と言う規定があった。「共犯者」は造意と随従者とに分けられ, 前者は主犯, 後者は従犯とされる。家族の共犯については家長だけが一人罪に座し, 他の者は罰されない。唐律で「教令」と呼ばれる教唆は, 特定の人に特定の犯罪を実行するよう決意させる事である。關訟律では教唆者が教令して他人を誣告した時は誣告者が首, 教令者は従とされた。責任能力がない者を教令する時は教令者のみが処罰された。教唆犯は自らは手を下さないから「間接正犯」に相当するが, 犯罪の実行者には違いない。「累犯」は刑の加重原因で, 賊盜律で規定されている。窃盜罪に依って処断された者が, 釈放後再犯を行った場合には流二千里に処され, 流罪を三度犯すと絞に処された。累犯加重は改悛の情がない者に対する処置である。犯罪競合の処理には, 併科主義ではなく吸収主義が採られた。二罪以上の犯罪者に対して重い刑と軽い刑の双方を併科するのではなく, 各罪に対する刑の内最も重い刑で処断する。「一人に数罪有り, 重き者を以て之を論ず」と記されており, 明律, 清律でも踏襲された。(6) 刑罰には公刑と私刑との区別があった。祖父母, 父母が殺された時の加害者に対する子孫の報復は私刑である。家族や奴隸に対する家父長の懲戒, 制裁も私刑である。唐律には復讐規定はなかったが, 元, 明, 清の律では, 被害者が祖父母, 父母の場合には私的制裁が許された。「復讐せざるものは子に非ず」 (公羊伝) とされ, 子だけでなく百世の後と言えども子孫の復讐が許容された。被害者の子弟による加害者への復讐は, 魏律でも認められていた。(7) 正刑と閹刑とが区別されていた。正刑は一般人に適用され, 閹刑は特定の身分の者にのみ適用される。唐律の正刑は, 「答, 杖, 徒, 流, 死」の五刑である。答, 杖は身体刑, 徒, 流は自由

刑，死は生命刑である。唐代法の閹刑には，官吏身分の者に科する刑と，道士，僧侶身分の者に科する刑とがあった。受刑者が官吏の場合には，官を降して徒刑や流刑を免除する官当，一階級降格させる免所居官，二階級降格させる免官，官爵をことごとく除いて庶民の身分に落す除名等があった。(8) 刑罰には，主刑と付加刑とがあった。付加刑は主刑に付加してだけ科せられる刑罰で，漢時代の剃髮刑や唐律令の没官等がある。後者は犯罪人の家族又は財産の没収の事で，謀反大逆の犯人の子で 15 歳以下の者や母，女，妻妾，子の妻妾，祖孫，兄弟，姉妹，資財，田畑等は没収された。没収された家族は官奴婢となり，工樂，雜戸等にされた。(9) 縁座，連座，反座の觀念。刑事責任は，本来，犯人の一身に限定されるべきだが，唐律では，犯人の直系尊属，直系卑属，傍系尊属，傍系卑属，妻妾，兄弟姉妹等の親族には，責任がなくても刑罰が課された。唐の盜賊律に，「謀反及び大逆を犯した場合には，その父及び 16 歳以上の子は皆絞首，15 歳以下及び母，娘，妻，妾，祖母，孫，兄，弟は没官，伯，叔，父の兄弟の子は皆流刑 3 千里」(李 p.125) とある。縁座は，犯罪とは無縁の親族が蒙る罰である。連座は，同一官吏の一人が犯した職務上の犯罪について事情を知らない他の官吏迄が罰せられる場合を指す。これは連帯責任の考えに依る。この概念も又，明律，清律に継承された。更に反座とは，同害刑主義（タリオ）の一種で，他人の罪を誣告した時，誣告された相手が蒙るのと同じの刑罰が課される。(10) 結果犯。唐律では罪を犯す意図がない行為は処罰されず，過失があれば贖を納めさせた。一方，犯罪が一定の結果を生じた時にはその刑を加重する規定もあった。闘訟律には，人を刃傷する事によって墮胎の結果を生じ胎児死死亡させた場合や婦女子を強姦する事によって被害者に傷害を与えた場合，堤防の修理を怠った事によって堤防が決壊した場合，失火によって人家を延焼させた場合等が挙げられている。この中には，「保辜」も含まれる。保辜は人を傷害した場合被害者が特定の日迄に死亡すれば，加害者を傷害罪から殺人罪に切替えて裁く規定である。(11) 刑事責任の有無に年齢が考慮されていた。漢律では年齢八十歳以上，八歳以下，唐律では年齢九十歳以上，七歳以下の者には責任能力がないとして制裁が加えられなかった(周 p.258)。

趙匡胤によって開かれた宋朝(AD960 - 1279)では，太祖の 963 年に制定された「宋系統」のように，唐律が踏襲された。宋律の五刑も，唐律同様「笞，杖，徒，流，死」であった。その五刑には，全て臀杖打ち，背杖打ちが付加されている。流刑には，杖刑，足枷の外，顔面に入墨が施された。死刑は斬と絞の 2 種だが，現実には絶食による餓死，水漬けによる溺死，凌遲処死(八刀刑)等の極刑(周 pp.286 - 7)や腰斬，棄市，磔等も行われた。この時代は辺境地区での少数民族による侵略や農民蜂起が絶えず，謀反，大逆，謀叛，盜賊等の所謂「十惡」を犯す者が極めて多かったからである。

鉄木真(テムジン)即ち後の成吉思汗(チンギス・ハン)及びその弟忽必烈(フビライ)によって樹立された蒙古(モンゴル)族の元朝では，初期には金朝(女真族)の「泰和律」が用いられたが，英宗の治世 1323 年に「大元通制」が制定された(李 p.142)。五刑は，笞刑が 6 種，杖刑と徒刑が 5，流刑 3，死刑 2 に分れた(周 p.297)。死刑の 2 種とは，斬と凌遲処死である(陳 p.267)。元の世宗は姦臣阿哈馬特を処刑する際，当人が既に死亡し

ていたもので、墓を暴いてその屍体を切り刻み（屍刑）、野犬に食わせた（李 p.185）。この時代には肉刑と刺刑（入墨）も復活した。

明朝（AD1368 - 1644）の創建者、朱元璋は国造りの基本を唐制に求め、1398年に「大明律」を制定した（李 p.144）。明律の規定は、盗賊、闘殴、罵詈、受贓、詐欺、犯奸等の11条（周 p.308）である。明律でも五刑は「笞、杖、徒、流、死」だが、笞、杖、徒の3刑はいずれも5種ずつ、流刑は3、死刑は絞、斬の2種に分けられた（周 p.310）。窃盗について、明、清律では従たる者は主たる者の刑罰より一等を軽減された。朱元璋は1385年に特別刑法として「大誥」を制定した。大誥の刑罰規定には、族誅、凌遲処死、梟首、顔面への入墨、指斬り、断手、足切り、趾斬り、去勢等の極刑が記されている（周 p.309）。明律の特徴の一つは、殺人罪の場合に適用される保辜制度で、加害者は殺人罪としての刑罰以外に、死者の命を償うため遺族に焼埋銀10両を支払った（周 p.310）。

1636年に元号を最初の「后金」から清に改めた清朝は満州民族の王朝で、太祖、愛新覺羅・努爾哈赤（ヌルハチ、1616 - 26）の愛新覺羅とは満州語で「金」を意味する。清朝の統治者は李悝の「法経」を指針に、1646年に「大清律」（大清律集解附例）を制定した（李 p.145）。この法典では満民族の特権が擁護され、満民族の犯罪に対しては減刑、換刑等が行われた（周 p.328）。清朝の刑罰制度も「笞、杖、徒、流、死」の五刑が中心（陳 p.267）で、笞、杖、徒の3刑が5種、流刑3、死刑2種（絞、斬）に分けられた（周 p.332）。この五刑は正刑で、それ以外に遷徙、充軍、枷号、刺字、論贖、凌遲処死、梟首、戮屍等の刑罰があった。絞、斬以外の死刑方法として、焼殺、炮烙殺、磔殺等もあった（張 p.57）。焼殺は罪人を樹上に吊し下から火を燃やす、炮烙殺は灼熱の鉄鍋を頭頂に載せる処刑法である。周時代の刑罰を述べた「史記」では、炮烙刑とは火刑の事で、油を塗って火炎の上に差し渡した銅柱の上を罪人に渡らせる（仁井田 p.60）とある。刺字は盗賊に適用された肉刑で、満漢両文字が右肘、左肘、顔面右、顔面左等に施された。窃盗罪に対しては耳や鼻を切り落とす身体刑も行われた（「満文老当」；張 p.57）。徒刑の内には「餓禁」も執行された。餓禁は監禁期間中摂食を禁止する刑で、その期間は最大3昼夜であった（張 p.57）。清時代には肉刑が復活され、徒、流両刑に杖刑が加えられた。

（2）中国の刑罰の変遷

中国の刑罰の根底にある基本は、「五刑」である。五刑は苗族の肉刑四種（鼻切り、耳切り、生殖器除去、入墨）が起源で、それに死刑が加わり漢民族に伝わった（陳 p.260; 李 p.163）。「書経」「尚書」「周礼」等の古典に見える五刑の古い形は、死刑、宮刑、断足刑、鼻切り、黥刑（入墨）の5種で、死刑以外は全て肉刑であった（仁井田 pp.49,57）。宮刑は別名「腐刑」。姦通を犯した者に課せられた刑罰で（陳 p.273）、去勢即ち辜丸が除去される。肉刑には断趾刑（李 p.168）のような血腥い刑罰も古くは行われたが、足切り、鼻切り等の肉刑は漢の文帝以降廃止され（陳 pp.264,274）、労役としての自由刑や笞刑のような身体刑に換刑された。笞刑で打擲する場所は竹製の笞を使用する場合は罪人の臀部、牛皮製の鞭を使用する場合は背中、腿又は臀部（李 p.168）であった。笞刑とは言っても、笞の数

が5百打とか3百打とか言う場合には皮膚や肉が破れて鮮血が迸り、不具になったり絶命したりした。杖刑で死亡した罪人は、明時代で146人中11人、134人中16人という記録が残っている（李 p.174）。笞刑、杖刑はその後大幅に緩和された。漢の後、北魏の時代即ち5世紀前後には、流刑が律の規定に加えられた。

「笞、杖、徒、流、死」の「五刑」が成立したのは、7世紀前後の隋律、唐律からである。隋律では、従来の車裂き、梟首が死刑から省かれ、斬、絞の2種とされた。これはそのまま唐律に受け継がれた。流刑は古くは五刑より軽い刑として扱われていた。臂や顔面に入墨を施す黥刑は、五代や遼、宋、金、元、明、清時代に行われた。強盗犯が死刑を減刑されて軍に配される時には、顔面に「強盗」の文字を入墨された。清代でも流配地名や犯罪の識別が漢字と満字とで顔面に入墨された。死刑の執行には、斬、絞のように一瞬で命を絶つ方法と、時間を掛けて殺す方法とがあった。斬、絞の2種は、隋、唐、宋、金、明、清の各時代を通じて行われた（陳 p.267）。斬刑即ち打首は、執刑兵一人が罪人の首に縄を巻いて前に引張り罪人の体を地面と平行に保つ。別の執刑兵が鬼頭刀で頸を斬る（仁井田 p.162）。絞刑の場合は、縄を首に巻き首と縄との間に棒を入れ、棒をねじ回して首を締め上げる。首に縄を掛けて吊すのではない（仁井田 pp.120,163）。斬と絞では斬の方が重いとされた。絞では首と胴とが繋がったままだが、斬では首と胴が離れるからである。首と胴とが繋がっていれば再びこの世に生れ変わるが、離れた以上再び人間に生れ変わる事はできない。秦代、漢代初期までの死刑には、四車或いは五車を首や四肢に掛けて死刑囚の肉体を裂く車裂もあった（仁井田 pp.49,61）。「凌遲処死」は時間を掛けて命を絶つ典型的な処刑法である。これは生体のまま肉を取り去って骨を残す極刑で、謀反人や、妻妾が夫を、雇い人や奴隷が主人を殺したような場合に適用された（仁井田 p.153）。凌遲処死は、十世紀、十一世紀の五代、遼、宋時代から十九世紀の清時代まで行われた。

「凌遲」とは人身を八塊に卸す事である。罪人を赤裸にして板（又は十字架）に縛り付け、第1刀で左乳、第2刀で右乳、第3刀で左上腿、第4刀で右上腿、第5刀左臂、第6刀右臂、第7刀左腿、第8刀右腿、第9刀で頸を斬る（仁井田 p.159）。最後は人頭だけが板に残る。「凌遲開膛」の場合には、第9刀で頸を斬らず胸腹を裂く。第十刀で頸を斬る。生体のまま肉を斬り取る訳だから、その苦痛は筆舌に尽し難いに違いない。屍体は籠に入れる。首は3日間曝す。最後にそれらを集めて「萬人坑」に投げ入れる。「棄市」である。この極刑は大逆罪とか親殺し等の場合に課せられた。車裂きにしても、絞、斬、凌遲にしても、死刑の執行は一般に公開されていた（仁井田 p.54）。

死刑が執行されたのは犯罪者一人に対してだけではない。悪事を行えばその罪は一族に及んだ。唐律の「縁座」規定では、事情を知らない父、子、祖父、孫、妻妾、兄弟姉妹、伯父、叔父、姪等（仁井田 p.210）まで責任を問われた。連帯責任である。秦の文公の治世には「三族の誅」が行われた。三族とは、父母、妻子、同産（兄弟姉妹）を指す。この誅は謀反や大逆に対して課される刑罰で、「夷三族」とも「族誅」とも呼ばれた。「大逆不道、父母妻子同産、皆棄市」（陳 p.269）と言う記述がそれを示す。

II. 王朝時代の朝鮮の刑法

(1) 漢籍史料に見える古代朝鮮の刑法

高句麗 (前1世紀～後7世紀), 百濟 (4～7世紀), 新羅 (4～10世紀) と言った所謂「三国時代」, その後の高麗王国 (10～14世紀), 李王朝 (14～19世紀) 等, 朝鮮半島に勃興した国々にも国家の基盤となるべき法制があった事は疑いない。中央集権的な国家体制や統治機構の基となったのは, 隣接する中国の隋王朝や唐王朝であった。特に新羅では唐の律令体制が採り入れられ, 李王朝時代には明律が採択された。上古の韓民族がどのような法制を持っていたか明らかでないが, 「牢獄無し, 罪あれば諸加評議して即ち之を殺し, 妻子を没入して奴婢と為す」という「魏志」高句麗条の記述から, 高句麗では殺人罪に対する死刑制や奴婢の制度等があった。また, 「魏志」の歳条の「同性は婚せず」という記述から, 同姓不婚の原則はこの当時からあった事が窺える。新羅では「法興王7年に初めて律令を頒示し, 太宗王元年律令を詳酌して理方府の格六十余条を修訂」したとあるが, その律分は現存していない。「高麗史」の刑法志には「高麗一代の制は大抵皆唐に倣う。刑法に至りてもまた唐律をとり時宜を参酌して之を用う」とあるから, 高麗時代には唐律が参照されていた事が明らかである。「高麗史」卷八十四によると, 高麗律71条の中には, 刑罰の種類として, 笞, 杖, 徒, 流, 死の5種が挙げられている。笞, 杖は共に体刑, 徒は今日の懲役, 流は強制的放逐である。

(2) 李王朝時代の刑罰

太祖, 李成桂による1392年の創建から日本に併合される1910年まで5百年以上に亘って続いた李王朝では, 明律を参考に刑法が制定された。「経国大典」と「続大典」の二書 (青柳 p.698) である。李朝では犯罪が起ればこの二書に基づいて刑罰を定めた。李朝末期の刑法 (李大王の甲午改革) で定められた刑罰は, 中国の明, 清時代と同様, 「笞, 杖, 徒, 流, 死」の五刑である。笞には10から百までの8段階, 杖には60から百までの5段階, 徒には1年から半年ずつ加算されて3年までの5段階 (60から百までは杖刑との併刑), 流には2千里から5百里ずつ加算されて3千里までの3段階 (杖刑百ずつとの併刑) が, それぞれあった。死刑には, 梟示, 絞 (時を待たず, 時を待つ2種), 斬 (時を待たず, 時を待つ2種), 凌遲処死の区別があった。死刑の内, 絞は縛り首, 斬は打ち首を意味する。梟示では罪人処刑後その首が獄門に晒された。以上の外, 百遷徒, 杖百充軍, 杖百辺遠充軍, 徒配, 杖百定配, 年限を設けない定配, 杖百遠地分配, 極辺定配, 減死定配, 為奴, 一律と言ったような刑罰もあった (ibid. pp. 702-4)。これらの刑罰と犯罪との関係は次の通りである。

笞刑 10 打 = 役人の職務怠慢, 欠勤, 職場放棄, 20 打 = 役人の宿直拒否, 30 打 = 公文書紛失, 公文書改竄, 40 打 = 役人の職場放棄, 50 打 = 制書及び令旨の放置, 戸籍記録の遺漏
杖刑 60 打 = 上書奏事の錯誤, 公文書の私的閲読, 公文書の増減, 70 打 = 過失による公文書破棄, 度量衡の改竄, 婚資の二重受取り, 80 打 = 公文書の私的模写, 偽造, 90 打 = 親王令旨への違反, 重婚, 百打 = 公務出張の不履行

徒刑 1 年杖刑 60 併刑 = 両親及び夫の死に服喪しない妻、幼児遺体遺棄、徒 1 年半杖刑 70 = 他人の家畜の屠殺、傍系家族及び傍系卑属の人身売買、徒 2 年杖刑 80 = 過失による親王の令旨破壊、奴隷逃亡幫助、逃亡奴隷隠匿、徒 2 年半 90 打 = 過失による聖旨、衛門の印の破損、徒 3 年百打 = 文官、武官の卑属による後任順序の無視

流刑 2 千里、杖百打併刑 = 武器の私有、大祀の丘壇の破壊、先祖の墳墓での遺体荼毘、流 2 千五百里杖百打 = 先祖の墳墓での棺の焼却、皇族への暴行、流 3 千里杖百打 = 所管大臣への取入り、親王令旨の遺棄

梟示 = 官名の詐取及び詐欺取込み、国費の私的流用

絞（時を待たず）= 兄又は弟の死後、嫂又は弟嫁を奪った者、良家の妻女の強奪及び妻妾化、大逆、謀叛犯の父及び子（16 歳以上）、絞（時を待つ）= 軍隊の経費、食糧、文書の毀損、駆け落ちした人妻

斬（時を待たず）= 直系尊属の妾及び叔母、伯母を姦した者、謀叛、謀反大逆を知りながら通報を怠った者、大祀の神祇用祭器の窃盗、内府の財物窃盗、斬（時を待つ）= 役人の選任を恣意的に行った大臣、官職を除授した大臣の親戚

凌遲処死 = 謀叛、大逆、直系尊属殺人、妻による夫の直系尊属殺人、奴婢による主人及びその尊属の殺人

以上の外、廢律として、失火 = 徒 1 年、飲酒による殺人 = 流 3 年、亡夫を恨み棺を破壊した妻 = 斬、火薬の密造 = 斬、等があった。

李朝末期の建陽元（1900）年に公布された法律第 2 号「賊盜処断例」によると、窃盜は次の 4 種に分けられる。①強盜、②竊盜、③窩主、④准竊盜（第 1 条）。この内、①は強盜、②は窃盜、③は窃盜または強盜の教唆、④は詐欺を指す（第 2 ～ 5 条）。窃盜罪に対する刑罰は、重い方から順に、①死刑（絞首）、②笞刑後の懲役併刑、③懲役刑、④笞刑の 4 種（第 6 条）とされた。笞刑後の懲役併刑としては、笞 60 懲役 1 年、笞 70 懲役 1 年半、笞 80 懲役 2 年、笞 90 懲役 2 年半、笞 100 懲役 2 年、笞 100 懲役 3 年、笞百懲役 10 年、笞百懲役終身の区別があった。笞刑なしの懲役刑としては、懲役 6 か月、懲役 10 か月等があった。絞に処せられる窃盜罪としては、盗んだ財物が、①神祇、御用祭器、玉帛饌具等、②制書、符驗、③御宝、輿、内府財物であるか、又は盗みの際に、④暴力或いは武器を用いて相手を負傷させた者、⑤脱獄した者、⑥ 10 人以上の窃盜集団の首領、⑦墓を暴いて財物を盗んだ者、⑧薬を用いて昏睡させ財を奪った者、⑨窃盜の際に人を殺傷した者、⑩窃盜の 3 犯者、(11) 強盜の教唆犯等である。

Ⅲ. 封建制社会における日本の刑罰

（1）古代日本の罪と罰

日本の文化は中国の古代文化の影響を受けて成立したが、わが国最古の刑法とされる「大祓えの祝詞」や「中臣祓」は、内容から見て日本固有のものと考えられる。この祝詞には八つの「天津罪」と十四の「国津罪」とが挙げられている。前者は、畔放（田圃の畔を切り放って放水させる）、溝埋（溝を埋めて田圃へ水が引けなくする）、樋放（水門を開け

放って貯水を失わせる）、頻蒔（一度播種した後から更に重ねて蒔く）、串刺（田圃の中に多数の串を隠し刺して他人の立ち入りを邪魔する）、屎戸（便所でない所でみだりに排泄する）等の八項で成り立つ。これらは「古事記」や「日本書紀」の神代の巻で語られる天照大神の弟「素戔鳴尊」が高天原で犯した罪だとされるが、水田耕作の妨害に関する事柄が半分以上を占めている事実からみて古代日本の稲作社会における共同体関係の破壊、妨害を意味したと見られる。後者には、生膚断（傷害）、死膚断（死体損壊）、己母犯罪（自分の母に対する姦淫）、母与子犯罪（女とその女の娘の二人と姦淫する）、子与母犯罪（女とその母とを姦淫する）、畜犯罪（獣姦）等が含まれる。これらは、身体損壊や近親相姦、獣姦といった異常な姦淫行為等が古代社会でも罪悪死されていた、疎まれていた事実を示すと同時に、それらが血縁の共同生活の秩序を破る行為であった事を物語る。

隋や唐等中国大陆の国家間との交流が行われるようになってからは、日本にも律令即ち中国の法律が移入された。刑法としては、唐律を基に「大宝律令」（701年）や「養老律令」（718年）が作られた。律は内容的に刑罰法、令は教礼法、行政法である。「大宝律令」も「養老律令」も、「続日本記」等の文献や幾つかの注釈書によってその存在が確認されるものの、現存はしていない。これらの律令は形式上存在しただけのようで、実際には捜査、裁判の権限を掌握する検非違使庁の判例が活用された。検非違使庁の庁例は律よりも簡素で刑罰も軽かったようで、弘仁元年から保元元年までの339年間は死刑が廃止され、流刑或いは徒刑に代替されていた。庁例は鎌倉幕府の刑法の基礎となったが、武家政治の下では刑法も刑罰も過酷な性格のものに変化した。刑罰は、逆磔、火焙、鋸引、釜煎、牛裂、串刺、簀卷等の形で執行された。鎌倉時代に執権北条泰時によって制定された「御成敗式目」（貞永式目）51箇条は、武家成敗の判例を集めたもので、御家人の自由任官の禁止、相続での親の悔返し権利等、武家法の独自性が反映されている。

（2）江戸時代の「公事方御定書」

1600年の「関ヶ原の戦い」以後、日本の政治は、徳川家康とその直系子孫達によって行われた。家康は元和元年（1603）「武家諸法度」を発令、参勤交代の制度や新規城郭の築城禁止、大名相互間の私的婚姻の禁止等を定めた。寛保2年（1742）、八代将軍徳川吉宗によって「公事方御定書」（御定書百箇条）が制定された。これは、幕府の内規集として編纂されたもので、上下2巻から成る。上巻には、評定所に関する事項、高札、触書、辻番所の規定等、裁判、警察、行刑等に関する法令81か条が収められ、下巻には圧倒的多数の刑法的規定に若干の民事的規定が付加されている。「公事方御定書」が「御定書百箇条」とも称されるのは、下巻の内容が103条で構成されているからである。御定書の基礎となっているのは戦国時代から伝わった慣習の刑法で、犯罪の構成要件とそれに対する刑罰とが条文の形で記されている事から一種の法典とも呼べる。百箇条の内、刑罰に関わる条項としては、48条密通、55条賭博及び富籤、56条窃盗及び強盗、57条盗品譲り受け、70条火付、71条人殺し及び傷害、74条傷害致死、85条牢抜け、手鎖外し等がある。具体的な刑罰は、103条の御仕置仕方之事と71条の人殺し並びに疵付け等御仕置之事で述べられる。第103

条に列記された刑罰は、鋸引から非人御仕置に至る 50 種類で、これを整理すると、(1) 死刑＝鋸引、磔、火罪、獄門、死罪、斬首等、(2) 身体刑＝敲、入墨等、(3) 自由刑＝遠島、追放、所払い、戸メ、押込、手鎖等、(4) 財産刑＝没収、闕所、過料等、(5) 身分刑＝改易、非人手下等となる。死刑の内、「鋸引」は罪人を引き廻しの後、両肩に刀目を入れ、用意した竹鋸で 2 日間挽かせる。「公衆刑」の一種である。「獄門」は、梟首、晒首の事で、牢内で刎ねられた首が獄舎の門に懸けて晒された事からそう呼ばれる。「火罪」は、火刑、焚刑とも呼ばれる。火焙りの刑である。「死罪」では首を刎ねた後の死骸は取り捨てられる。首を刎ねるのは、同心の役目であった。「敲」は鞭打ち。「入墨」は腕に施される。江戸、京、大坂、駿府、長崎等、各奉行所によって異なった型が施された。「幅 3 分ずつ二筋」は江戸奉行所の型である。敲と入墨とが併刑になる場合もあった。「遠島」は、江戸から流罪になる者は現在の伊豆七島（大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、御蔵島、利島）へ、京、大坂、四国、中国からの流罪者は、薩摩、五島列島、隠岐、壱岐、天草等へ、流された。「追放」には、重追放、中追放、軽追放の 3 種があった。「重追放」は武蔵、相模、上野、下野、安房、上総、下総、常陸、山城、摂津、和泉、大和、肥前、東海道筋、木曾路のいずれかで、「軽追放」は日本橋四方 5 里の範囲であった。「所払い」の内多いのは、「江戸払い」であった。「戸メ」は門戸に門を架け釘で締める。「手鎖」は両手に鎖を掛け 5 日目に封印を改める。百日手鎖の場合には隔日に改める。「押込」は外出できないよう戸を立て寄せ置く。「過料」は 3 貫文、5 貫文であったが、重い場合には身上に応じて 20 両、30 両を 3 日の内に納付する。軽い身上で過料が差し出せない者は手鎖とされた。「非人手下」は身分を非人に落とし穢多頭の弾左門に引き渡した。「磔」に処される犯罪には、関所破り、贋金銀の偽造、親殺し、主人殺し、捨て子の締め殺し又は斬り殺し等があり、「獄門」にされる犯罪としては、強盗殺人、強盗致傷、迫剥ぎ、謀反、常習的詐欺、贋秤、贋杓の使用、毒薬販売、養子を捨てにした養親、密通をした僧等、「死罪」に処される犯罪には、証文偽造、密通した妻と男、二重売り、土蔵破り、盗みの手引き、拘引（誘拐）、贋薬品販売、親への暴力行為等があった。放火犯は火罪に、殺人犯は斬首に処された。女犯の寺持僧、隠し鉄砲の所持者、博打打ち、子供を殺した親等は遠島に処された。男女の心中未遂は 3 日晒しの上、非人手下とされた。隠売女は身上に応じて過料の上百日手鎖とされた。

(3) 江戸時代の「御触書」

明治維新以前の日本では、統治機構としての政府に相当する組織は幕府であった。その幕府の統治上の指針として使用されたのが「御触書」である。江戸幕府は律令に比すべき網羅的、組織的な大法典を作成せず、前代以来の慣習法をそのまま存続させた。その上で、必要に応じて単行法令でこれを矯正、補充した。その内一般に触れ知らせるべきものを御触書と呼ぶ。御触書は幕府評定所で編纂された。近代国家の法律のように国会のような立法機関によって審議の上、制定されたものではない。通常、老中、若年寄の手元で原案が作成され、将軍の裁決を経た上で、御用部屋（老中、若年寄の執務所）付属の書記局である表御祐筆部屋で写しが作成され各方面に配付された。慶長 8（1603）年家康によって江

戸幕府が開府されて以来、八代将軍吉宗によって御触書の第一回の整理編纂が行われるまでに140年間が経過している。その間に発布された御触書は膨大な数にのぼったと見られる。個々の御触書は単行法令だから内容も単一事項に限られるが、それらの法令を編纂した御触書集成になると、取扱われる内容は、江戸幕府の政治、財政、外交、経済、宗教等、多岐に亘る。項目別に見ると御触書集成には、殺生、御尋者、御仕置者、博打、狼藉者、召捕者、盗賊といった刑法条項に相当するものが幾つも含まれている。御触書集成は幕府による支配、身分統制の基本法としての武家諸法度で始まるが、元和3年の諸法度からは大名の在江戸交替義務を定めた「大名、小名は江戸にありて交替する事を合い定むるなり、毎年夏四月中に参勤致すべし」の項が加わる。また元和3年及び寛文3年の諸法度には切支丹伴天連の追放項目として「耶蘇宗門の儀、国々所々堅くこれを禁止すべき事」の1項が加わる。天和3年、宝永7年、享保2年の諸法度には「殉死の儀、制禁の事」という文言が付加されている。この頃になっても未だ殉死が行われていた事を窺わせる。

IV. 王朝時代の蒙古の刑法

蒙古(モンゴル)は、太祖チンギス・ハン創設のモンゴル帝国(元朝)が滅亡した1370年以降、漢民族の明朝及び満民族の清朝に支配された。蒙古族が自治権を取戻したのは、辛亥革命によって清朝が崩壊した1911年になってからである。その間、蒙古族にも中国の明律、清律が適用された。それ以前の蒙古法としては、(1)チンギス・ハンのヤサ、(2)1303年の「元典章」、(3)1640年の「蒙古オイラート法典」、(4)「ハルハ・ジロム」(青木 p.27, 51, 63)、(5)16世紀後半の「アルタン・ハン法典」(島田 pp.6 - 8)等が知られている。元朝初期までは金朝の「泰和律」が使用されていたが、至元8年(1271)に廃止された(岩村 p.1)。

(1) チンギス・ハンの大ヤサ

現存するチンギス・ハンの大ヤサ(ヤサ=規則又は禁令)は、第1条から第38条までで構成される断片にすぎない(Riasanovsky pp.83-86)が、内容の大半は今日の刑法規定に相当する。若干の民法的条項や行政関係条項及び軍律、兵制関係の条項並びに異教寛容の原則等を除いて、残余の条項を犯罪とそれに相応する刑罰に整理すると次のようになる。

- (1) 死刑に該当する犯罪。窃盗、姦通、鶏姦、偽証、謀反、魔術の行使、他人の行状の監視、格闘中の片方への支援、水中又は灰燼中への放尿等の18項目。
- (2) 笞刑に該当する犯罪。怠慢なる兵士、狩猟中に獲物を取逃がした獵師等。
- (3) 賠償支払い。イスラム教徒の殺害犯=40金、漢人の殺害犯=ロバ1頭、盗難に遭った馬が発見された時の持主=盗んだ馬に添えて馬9頭又は自分の子9人。

(2) 元典章

1303年に成立した元典章は、正確には「大元聖政国朝典章」と言い、正集60巻と若干の新集不分巻とから成る(岩村 p.1)。これは、元朝の制度に関する公文書の一大集成で、

正集と新集とを合せて全部で2391条で成り立つ。元朝の法の大部分の淵源は、断例即ち判決例である。法典を体系的に編別、組織された特定事項に関する成文法規と解するならば、「元朝一代では法典は遂に編纂されなかった」(ibid. p.2)と言える。元典章が法典ではなく、大部分が判例で構成されている事は、戸部や刑部記載の判例によって明らかである。裁判、訴訟、刑罰等と言うまでもなく、離婚、姦通、相続争い、継子苛め、殺人、強竊盗、贓物故買、紙幣偽造、詐欺、喧嘩等の例が具体的に述べられている。

元は中国を征服した蒙古(モンゴル)人の王朝であるから、元典章には蒙古の固有法が含まれているのではないかと期待されるが、現実には蒙古法や西域法に関する事項は殆ど見られない。元典章とは、元朝統治下の漢民族に関する判例集(ibid. p.14)だった可能性が高い。巻1から巻10までで構成される元典章の刑部の内容は次のようになっている。巻1=刑法、贖刑、流配、遷徙、刑名、巻2=獄具、察獄、繫獄、革獄、審獄、断獄、提牢、巻3=不幸、不睦、謀反、大逆、謀叛、惡逆、不義、内乱、不道、大不敬、巻4=謀殺、故殺、鬪殺、劫殺、誤殺、戲殺、過失殺、殺親屬、殺卑幼、奴殺主、殺奴婢娼佃、因奸殺人、老幼篤疾殺人、医死人、自害、雜例、巻5=検驗、燒埋、巻6=拳手傷、他物傷、品官相毆、保辜(傷害致死)、雜例、巻7=強奸、和奸、嚇奸、縱奸、指奸、凡奸、主奴奸、奴婢相奸、官民奸、僧道奸、奸生子、巻8=取受、不枉法論、以枉法論、巻9=侵盜、侵使、巻10=回錢、過錢、首賊、賊罰、禁例、雜例。以上の内、巻1は五刑、巻2は刑具、巻3は惡事、巻4は殺人、巻5は検死、巻6は暴行、巻7は強姦、密通、巻8は贈収賄、巻9は空巢狙い、窃盜、巻10は贓物に関する規定である。

巻1説明の「五刑」は、中国の伝統的な「笞、杖、徒、流、死」で、笞刑は10打から10ずつ増えて最大50まで、杖刑は60打から10ずつ増えて最大百まで、徒刑は1年から半年ずつ増えて2年半までと3年以上1年ずつ増えて5年まで、流刑は2千里、2千五百里、3千里、死刑は絞と斬とに、それぞれ分れる。杖刑は70歳以上又は15歳以下或いは廢疾病者の場合には免責された。笞刑と杖刑との区別は、打擲回数による。57以下では笞が、67以上では杖が用いられた。打擲する場所は臀部又は腿と決まっていた。

殺人罪の内、謀殺は計画殺人、故殺は殺意をもった殺人、鬪殺は喧嘩による殺人、劫殺は脅迫殺人、誤殺は錯誤による致死、戲殺は戯れによる致死、過失殺は過失による致死、殺親屬は被害者が妻や女婿、嫁等の殺人、殺卑幼は親による子殺し、奴殺主は使用人による主人殺し、殺奴婢娼佃は主人によるその使用人、娼女、佃客(農奴)等の殺人、因奸殺人は姦通した姦夫、姦婦の殺害、老幼篤疾殺人は80歳以上の高齢者及び10歳未満の年少者による殺人、医死人は医師による治療中の病人の死を、それぞれ指す。強姦罪の内、強奸は暴力を用いた姦淫(強姦)、和奸は男女の合意による姦淫、嚇奸は威嚇による強制的姦淫、縱奸は恣の姦淫、指奸は姦淫の指示、僧道奸は出家、僧侶による姦淫を意味する。

(3) 1640年の「蒙古オイラート法典」

チンギス・ハンの蒙古帝国は、14世紀後半、第4代憲宗メンゲ・ハンの治世に崩壊した。1640年、ハルハ、ジュンガリア、青海等、蒙古の東西諸王公が集会を開き、「オイラート

法典」を制定した（青木 p.51）。この法典は、オイラート族やカルムク族等、西蒙古諸部族の氏族生活及び氏族制度を基礎に作成された。法典の基本目的は、部族間の同盟強化、同盟内の安寧秩序の維持、外敵の攻撃に対する防御等に置かれた。オイラート法典の内容は、チングス・ハンのヤサとは著しくかけ離れている。例えば異教に対するヤサの対応は極めて寛容であるのに対して、オイラート法典はラマ教が真正の宗教である事を明言している。ヤサで規定されている死刑は、オイラート法典では国家防衛に関係する三項目を除いて、存在しない。ヤサでは姦通に死刑が課されたが、オイラート法典では姦通の当事者に対して財産刑が課されただけである。水中に放尿した者はヤサでは死刑にされたが、オイラート法典では財産刑が課された。刑罰の中心は財産刑である。身体毀損刑（肉刑）は中国同様オイラート法典でもしばしば見られるが、財産刑との換刑が可能であった。禁固や拘留等の自由束縛刑は、遊牧民の生活様式と調和しないため刑罰としては殆ど用いられなかった。財産刑の基礎は家畜9頭が単位とされる。オイラート法典に規定されている刑罰と犯罪との関係（Riasanovsky pp.103-109）は次のようにまとめられる。

- (1) 死刑と全財産の没収、子孫の追放との併刑＝敵の接近を王公に通報しなかった者、警報を聞きながら王公を支援しなかった者、(2) 死刑＝王公を危地に放置した者、(3) 四肢切断刑＝区域内の窃盗の報告を怠った10戸長、指定家具及び狩猟具の窃盗犯、(4) 鞭刑＝使者と僭称して荷車、糧秣を詐取した者、舅を殴打した嫁、(5) 鎖に繋ぐ刑＝10戸中で発生した窃盗を隠蔽した全員、(6) 閑所（全財産の没収）＝大アイマクの略奪者、年長の王公への侮辱、尊属殺人、卑属殺人、高貴な身分の者への殺人放火、役人又は貴族への殺人放火、窃盗の3犯、大王公への侮辱、(7) 財産刑＝窃盗罪、強盗罪、姦通罪、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強姦罪、侮辱罪。財産刑の場合、罰の数に端数9がつくが、これは家畜9頭が1単位と計算されていたからである。例えば、配偶者の殺人（罰59）、女奴隷の殺人（罰39）、拇指切断（罰29）、中指切断（罰19）、処女の強姦（罰29）、既婚女性の強姦（罰19）、中王公への侮辱（罰19）、小王公への侮辱（罰5）、舅を殴打した嫁（罰39、29、19及び鞭刑30、20、10の併用）、犯人隠匿、逃走幫助（罰79）、犯人の財産隠匿（罰39）、家畜の窃盗（牝馬1頭）、他人の家畜への烙印（家畜9頭）、他人の家畜の屠殺（同数の家畜に馬1頭）、ラクダ1頭窃盗（罰69）等、(8) 免職＝怠慢な司政官、不公平な判決を下した裁判官、(9) 恥辱刑＝敵に背を向けた者（袖無しの婦人用短衣の着用）、婦女子に不道德な行為を行った者（陰部が叩かれる）。

(4) ハルハ・ジロム

一般に「ハルハ・ジロム」と略称されるこの法典の正確の名称は「ヤメヌ・ハルハ・ジロム・ウン・ドゥリム」である。この法典は北蒙古の三アイマク全域で有効であった。ハルハ・ジロムは全部で8部から成るが、編纂年代は、第1部「三ホシュン大法典」の1709年、第2部「仲秋月の法典」と第3部「晩秋月の法典」の1722年、第5部の1728年、第6部の1746年、第7部の1736年、第8部の1709年のように、部ごとに異なる。ハルハ・ジロムでは、第4部から第7部までと第9部から10部まで及び第13部、第15部等で、窃

盗，強盗，身代金，罰金，盗難品の賠償，過失致死への賠償，殺人，傷害，文書誹毀，侮辱，陵墓毀損，宣誓，裁判費用，判決等の刑法的規定が見られる。ハルハ・ジロムの刑罰規定は，チングス・ハンのヤサよりは1640年の蒙古オイラート法典に近い。死刑の適用は，寺院への不法襲撃と強盗の2例を除くと，極めて稀である。身体毀損刑及び自由剥奪刑も稀であった。刑罰体系は財産刑が基礎となっており，家畜9頭が1単位と計算された。ハルハ・ジロムの犯罪と刑罰との関係は次の通り。

(1) 死刑＝寺院への不法襲撃，強盗，(2) 肉刑罰＝腕1本切断，(3) 奴隸刑＝王公（ハン）又は王公妃への侮辱，平民と王公婦人との姦通，平民による復讐殺人，(4) 坑又は井戸への拘禁1年間＝強盗，(5) 足枷を伴う終身拘禁＝強盗殺人，(6) 手鎖刑＝強盗（初犯は1年間，再犯は2年間，3犯は終身），(7) 闕所（全財産の没収）＝寺院襲撃の平民（死刑と併刑），活仏（ボグド・ゲゲーン）に対する運輸賦役の拒否，活仏又は寺院所有家畜の窃盗，平民と王公婦人との姦通，王公又は王公妃への侮辱，(8) 財産半分の没収＝王公への運輸賦役の拒否，過失によるノヨンの四肢欠損，偽証，(9) 奴婢没収＝寺院襲撃の王公階層，(10) 鞭刑＝復讐殺人（家畜3百頭，人間1人と鞭刑百打併刑），強盗罪（鞭80打と鎖刑併刑），窃盗罪（鞭80打と罰20併刑），小声の中傷（鞭50打），(11) 財産刑＝適用犯罪には，姦通罪，殺人罪，暴行罪，脅迫罪，侮辱罪，中傷罪，墳墓発掘罪，窃盗罪等がある。姦通罪や中傷罪等では身分階層間で，暴行罪では傷害箇所及び程度によって，窃盗罪では盗品の価値によって，それぞれ刑罰に軽重があった。例えば，齒の折損＝罰19，拇指又は人差指の永久欠損＝罰39，ノヨン相互間の争い＝年長者に非があれば罰19，年少者に非があれば罰39，活仏へのノヨンの中傷＝罰79，活仏へのタイジの中傷＝罰59，活仏への平民の中傷＝罰39，武器，甲冑，銃，兜，楯等の窃盗＝罰79，寺院所有の石炭，石灰，薪の窃盗＝罰59，馬勒，鞍等の馬具＝罰29，帳幕（ゲル）の覆い，扉，骨組み等＝各々罰19。財産刑の場合，罰の数に端数9がつくのは，オイラート法典の場合同様，家畜9頭が1単位と計算されていたからである。(12) 強制労働，(13) 寺院の周囲を巡り礼拝＝活仏への不服従（巡回百回，拝礼1千回），活仏又は寺院所有家畜の窃盗（巡回3百回，拝礼9千回と闕所，鞭刑80打併刑），窃盗（初犯は巡回百回拝礼1千回と鞭刑，再犯は巡回2百回拝礼2千回，三犯は巡回1千回拝礼1万回），(14) 寺院への茶の供給。「ハルハ・ジロム」では，主犯，従犯が区別され，窃盗及び強盗は第1，第2，第3の3等級に分けられている。

(5) アルタン・ハン法典

14世紀初頭大都を放棄して蒙古平原に戻った蒙古族は，後満州を喪失，1388年にはフビライ・ハンの流れを汲む東部，南部蒙古のタタール（韃靼）とオゴタイ系諸王の支配下にあった西蒙古のオイラート部とに分裂した（島田 p.21）。オイラート遊牧王国の消滅後，東蒙古では元朝系のタタール諸集団が自立，1487年にはバトウ・モンケ（巴圖蒙克）がハン位に就いた。彼はダヤン・ハン（達延汗）と称し南蒙古を中心に君臨した。15世紀後半内蒙古に覇権を確立したアルタン・ハン（俺答汗・阿勒坦汗，1507－82）は，その孫に当

る (ibid p.6)。元朝の子孫である彼等は、漢人からは「韃靼」と呼ばれた。

アルタン・ハン法典は蒙古語ではなくチベット語で記された法典で、殺人 10 条、傷害 10 条、窃盗 32 条、性的交渉の罪 15 条、主僕間の刑事事件 5 条等、全部で 12 篇 115 条で構成されている (島田 p.8)。この法典には、財産刑の基礎となる数字 9 についての説明がある。「9 とは、(成長し去勢した) 牡馬 2, (4 歳以上の去勢した) 牡牛 2, 羊と山羊とで 5 (から成る 9 頭を 1 組とする単位) を言う」(第 2 条) とある。家畜を引渡す際の家畜何組という表現は、9 頭 1 組を基礎とする意味である。またこの法典では、10 歳未満の児童及び 1 年未満の新しい中国人従僕による犯罪は、処罰の対象から外している。例えば児童による窃盗は 10 歳未満であれば、窃盗犯とはしない (43 条)。更に窃盗犯を殺してもそれは殺人罪とは見なされない (47 条)。アルタン・ハン法典に記された刑法相当条項を整理すると、刑罰の中心は財産刑で、適用された犯罪は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、窃盗罪、放火罪、墮胎罪、駆落ち、偽証罪等、広範囲に亘る。刑罰の軽重は被害の度合に依る。例えば、一般殺人罪には鞭 3 及び家畜 1・9 並びに人間 1 人が課されたが、直系卑属殺人罪には鞭 1 及び家畜 5・9、養父母による養子殺害には家畜 4・9 及びラクダ 1 が課された。又、傷害罪の場合、被害者の失明は鞭 1 及び家畜 9・9 だが、歯の折損は家畜 3・9 及び人間 1 人又はラクダ 1 頭、手足の欠損は家畜 9・9 及び人間 1 人であった。窃盗罪の場合には、盗品が家畜の場合家畜 9・9 及び人間 1 人、盗品が牛乳酒、馬乳酒、発酵酪乳製品の場合には家畜 5、鞍の場合には家畜 6・9、天幕 (ゲル) の天幕 = 家畜 3・9 であった。放火罪では鞭 1 と家畜 9・9 が課されたが、放火又は失火による致死の場合は家畜 3・9 及び人間 1 人、手足の火傷は家畜 2・9、顔面の火傷は家畜 5・9 が課された。墮胎罪 (妊婦の流産) では、数字 9 に妊娠月数を乗じた家畜が課され、姦通罪には家畜 7・9 が課された。財産刑の場合、罰の数に端数 9 がつくのは、ハルハ・ジロムやオイラート法典の場合と同様、家畜 9 頭が 1 単位と計算されていたからである。

V. 王朝時代の越南の刑法

(1) ベトナム古代史

ベトナム国民の 84% を占めるベトナム (京) 族が、いつ頃ソンコイ平野に定住するようになったのか明らかでない。「文献通考」卷三百三十によると、西暦紀元前 111 年広東に都を持つ南越王国 (BC207 ~ BC111) が漢の武帝に滅ぼされた後、その地に膽耳、珠涯、南海等九郡が設置されたが、その中の交趾、九真、日南の三郡が今日のソンコイ平野、ティンホア平野、中部ベトナムに相当するとされる。ベトナムでは、唐時代の末期、曲 (クック) 氏が節度使として自立したが、10 世紀の前半広東にある南漢政権に滅ぼされた。その後国号を大越と称する李朝、南部デルタを根拠地とする陳朝、胡朝等が興隆したが、1408 年明に滅ぼされた。ベトナムが再独立したのは、1428 年ハノイで明軍を破ったレ・ロイ (黎利, 1428 - 33) によってである。黎朝第四代のレ・タントン (ホン・ドック = 洪徳 1460 - 97) の治世、ベトナムにも律令的な国家体制が確立された。

(2) 導入された中国の律

ベトナムは、文化面だけでなく法律体系も又、北接する中国の影響を受けている。最初に影響を及ぼした中国法は、南越王国の律令だったと見られる。司馬遷の『史記』卷百十三、南越尉佗伝には、「元鼎四年（BC113）、（中略）王年少、太后中国人也（中略）除其黥劓刑、用漢法」と記されている。黥刑、劓刑というのは肉刑の一種で、前者は罪人に入墨の刑を施す事、後者は罪人の鼻を削ぎ落す事で、前漢の内地では既に廃止されていた（片倉 p.8）。黥刑や劓刑を排除して漢法即ち中国の律を用いるという事は、南越の王が旧来の伝統法を改めた事を意味する。唯、南越王国は中国人の趙佗によって樹立された王国だから、漢法が活用されたというのは至極当然の事と言える。『漢書』卷二十三刑法志には前漢の文帝 13（BC167）年に肉刑が廃止された（陳 p.265; 周 pp.198 - 9 ; 李 p.107）事が記述されているから、南越もそれに倣った（片倉 p.9）のであろう。

『晋書』卷三には、武帝泰始 5（269AD）年 5 月、「曲赦交趾、九真、日南五歳刑」という記載がある（片倉 p.21）。この記事は、交趾、九真、日南、即ち現在のベトナムで 5 年間の労役に服していた懲役囚に恩赦令が発せられた事を意味するから、当時、西晋の刑罰がベトナムでも適用されていた事が窺える。ベトナム最初の本格的な独立王朝である李朝（1010 ~ 1225AD）になると肉刑が復活したらしく、『嶺外代答』には「為盜者、斫手足指、背国逃亡者、斫手足」と言う記事（卷二外国門上安南国）がある。盗みを働いた者は手足の指が切り落とされ、国逃亡者は手足を切断された事がこの記事から窺える。

(3) 陳朝の刑罰

李朝の後に興隆した陳朝（1225 ~ 1400AD）では、李朝時代同様、杖刑が行われた。元時代に記された『安南志略』卷十四刑政の項に「竊盜者、初犯皆杖八十、黥犯盜二字」（片倉 p.88）という記事が見られる。窃盗を働いた者は陳朝時代には初犯であれば杖刑八十回の罰が課され、「盗みを犯した」という二文字の入墨が施された事が判る。この『安南志略』は元のベトナム侵略の時に元に投降した黎則によって著された最古のベトナム史書である（ibid p.96）から、その記述内容には陳朝当時のベトナムの状況が反映されていると見られる。以下、『安南志略』の中の刑政関係の記事（片倉 pp.97 - 104）を拾い上げる。

- ①法謀叛者戮親族（安南志略卷十四、刑政）。謀叛を起した者に対する罰則で、犯罪者本人だけでなく親族まで含めて殺戮するという縁座規定である。縁座はその罪が一族老党に及ぶ事を意味し、中国では既に「秦律」にその記述が見られる（仁位田 p.61）。『唐律』にも、連座、反座と並んで記載されている（周密 p.259, 李甲孚 p.125）。
- ②殺人者償命。殺人に対する刑罰である。償命の意味は、「被害者の命を金銭その他の手段で償う」と解釈できるし、「加害者が自らの命で償う」という意味にも解釈できる。後者の場合であれば、漢時代の「法三章」の一つ、「人を傷つけた者は、罪を抵す」に該当する。即ち、モーゼ法やハンムラビ法典の同害刑（タリオ）の事で、加害者には被害者が蒙った損傷と同等の刑罰が課される（周密 p.202）。
- ③捕奸者得自專殺、近代始令奸夫以錢三百贖死罪、淫婦斷婦其夫為婢、許自典売。姦通

に対する罰則規定である。「奸」とは、不道德な男女関係を持つとか、姦淫の罪を犯すという意味を表す。姦通を犯した者を捕えた場合これを恣に殺す事ができるが、最近では姦夫が錢三百貫を支払う事で死罪を贖う事ができるようになった。姦婦は夫の婢とされ、典売されてもやむを得ない。「典売」とは、後日売り渡し価格と同額で買い戻しが可能という条件付きの売却の事である。

- ④専有官者，驗高卑，償錢贖罪，仍杖皆八十，重者杖六十，殺与奸同例。官吏への犯罪行為に対する罰則である。官吏を殺した場合，加害者は被害者の身分と官位に応じて金銭を支払って罪を償い，その上で杖刑八十回を受ける。重い者は杖刑六十回を受ける。殺人と姦通とは同一の条例に属する。「重者」とは，重傷を負った者という意味に解釈される。杖刑の数から判断すると，回数数の多少に被害者の生死が反映していると見られる。
- ⑤同類鬪傷，罪先殴者。鬪傷行為に対する罰則である。同等の身分又は同等の地位にある者同氏が鬪傷した場合には，先に殴打した者が有罪とされる。
- ⑥偽造非法者，以罪名黥其面，杖而遠徙。偽造の罪を犯した者への罰則規定である。法に違反して偽造の罪を犯した者には，その顔面に罪名を入墨で施す。その上で杖刑を課して遠隔の地へ流刑にするというのがその趣旨である。「黥」とは，罪人の顔に隅をいれる刑罰である。「徙」とは伝統的な中国の「五刑」の一つで，罪人を勞役に服させる刑罰を意味する。徒刑とは，今日の懲役刑に相当する。偽造に対しては，黥と徙と杖刑の三種が併刑されている。
- ⑦強盜者斬，竊盜者，初犯皆杖八十，黥犯盜二字，元盜之物，一償九分，不能償者，沒其妻孥，再犯者別其手足，三犯者殺之。これは，窃盜罪，強盜罪を犯した者への刑罰規定である。強盜をした者は斬罪に処す。窃盜を働いた者は，初犯の場合には杖刑八十回を課し，顔面に「犯盜」の二文字を入墨で施し，盜品を元の九倍で賠償させる。賠償が払えない場合には，犯人の妻子を沒収する。窃盜の再犯者にはその手足を切断する。三犯者は死刑に処す。この文面から，陳時代には竊盜と強盜とが区別されていた。窃盜の場合には，初犯，再犯，三犯が区別されていた事等が判明する。同一犯罪を重ねる事を累犯というが，累犯は中国では既に「唐律」にその記述がある（仁位田 p.202 以下）。
- ⑧誣告者反罪，他人を無実の罪に陥れた誣告罪に対する刑罰である。「誣告」とは他人を罪に陥れようとして偽って告訴する事である。誣告した者が罰せられる。これは，「反座」と呼ばれ，中国では既に「漢律」にその存在が認められる（周密 p.204）。反座の特徴は，誣告された相手が蒙るのと同一の刑罰が誣告した者に課せられる事である。

陳朝時代の刑法の特徴は，刑罰が極めて過酷だった（片倉 p.106）事である。その一つとして，『安南即事』の中で著者陳孚が指摘している「象による蹴殺」の例がある。「刑法酷甚，盜及逃亡，斫手足指，其人甘心，或付象蹴殺」。窃盜犯及び逃亡犯は手足の指を切断する。その人が心から願うなら，これを象によって踏み殺させる。「蹴」は蹴る意味ではなく，「踏む」「踏み付ける」事を示す。「獸刑」の一種である。

(4) ホンドック法典

ベトナム語による最初の法典『ホンドック』(Hong Duc= 洪徳) 法典が編纂されたのは、黎朝第五代のレ・タントン(ホン・ドック, 1474 - 97) の治世, 1483 年の事であった。最初に規定されているのは、中国の律同様、笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死刑の「五刑」である。笞刑は 10 打から 50 打までの 5 種、杖刑は 60 打から百打までの 5 種、徒刑は役丁・役婦、象坊兵・炊室婢、種田兵・春室婢の 3 種、流刑は近州、外州、遠州の 3 種、死刑は絞・斬、梟の 3 種にそれぞれ分れる(片倉 pp.156 - 157)。「梟」は斬首の後罪人の首を木の上に掛けて曝す(陳 p.264) 見せしめの刑である。この刑罰は漢時代にも引き継がれたが、隋時代には廃止された(李 p.120)。死刑の執行法には、「凌遲処死」もあった。これは人身を生体のまま八塊に卸し骨だけを残す極刑である(仁井田 p.153)。この刑は、大逆罪とか親殺し等の場合に課された。『古黎律例』の国朝新增条例 64 条には、「子殺父、刑論凌遲」(片倉 p.160) とあるから、ベトナムの場合も同様だったようだ。もっとも国朝刑律 722 条の中で死刑と定められた事例は、絞 37 例、斬 89 例、梟 7 例に対し、凌遲の例は零であった(ibid p.160)。ホンドック法典が唐律を基に編纂された事は明らかである。第二部では 10 種類に分類した重罪が取上げられている。これは唐律、北齊律の「十惡」に相当するもので、謀反、大逆、謀叛、惡逆、不道、不敬、不幸、不睦、不義、内乱の 10 種である。謀反は皇帝に対する犯罪であり、大逆は皇帝又は皇帝の先祖の陵墓に対する侵犯である。この罪を犯した罪人に対する刑罰は、本人のみならず妻子を含めて死刑であった。これは連帯責任を一族に求める事を意味した。秦の文公の「三族の誅」、明の族誅、秦律、漢律の連座、唐律の緣座に相当する。謀叛は国家に対する反逆罪、惡逆は、父母や祖父母の毆打、謀殺等、親族に対する犯罪である。刑罰は、男子系譜に対する死刑であった。不道は血族殺害又は婦女子への傷害罪である。刑罰は惡逆の場合同様、死刑であった。不敬は皇帝の車馬、衣服等、皇室財産の窃盜、皇帝の玉璽の偽造等を指す。不幸は配偶者の両親や曾祖父への罵倒、雑言、傷害、服喪の拒否等を含む。不睦は自分の親、兄弟の殺傷、売却、配偶者への悪意の中傷等を指す。不義は、師、上司、官吏、年長者等の殺害又は傷害を意味する。内乱は近親間の双姦、父の妾や祖父の妾との姦淫を含む。刑罰は死刑であった。ホンドック法典記述の五刑や十惡は、中国隋朝の開皇律や唐朝の唐律、宋朝の宋律、元朝の元律、明朝の明律、清朝の清律等と、基本的には同じである。

(6) ジアロン(ホアン・ヴィエツ) 法典

ベトナムでは 17 世紀から 18 世紀に掛けて戦乱が続いたが、1787 年クアンナム朝の王子ングエン・フォック・アン(Nguyen Anh= 阮福暎, 1802 - 20) によってベトナム全土が平定され、ングエン(阮) 朝が樹立された。ングエン・アンは、1802 年の即位後、ジア・ロン(Gia Long= 嘉隆) 帝と称した。阮朝では行政面での中央集権化が積極的に推進され、皇越律例等、清朝の制度が導入された。阮朝の法典、「ジアロン法典」が制定されたのは 1812 年の事である。別名ホアン・ヴィエツ(Hoang Viet = 皇越) とも呼ばれるこの法典は、清朝の大清律令を基に編纂されている。この法典は全 22 巻構成で、個々の法律の名称

と定義とが説明された第1, 第2, 第3の各巻を除くと, 第4, 第5の2巻が行政法, 第6, 7, 8の3巻が民法, 第9巻が典例, 第10, 11の2巻が軍律, 第12巻から第20巻までの9巻が刑法になっている (Philastre)。刑法に該当する各巻の内訳は, 第12, 13の2巻が謀叛罪, 第14巻が殺人罪, 第15巻が暴力罪, 第16巻が侮辱罪, 第17巻が詐欺罪, 第18巻が姦淫罪, 第19, 20の2巻が裁判中の罪人となっている (ibid.)。刑法関係条項の内, 冒頭の犯罪及び刑罰の分類と定義, 特に「五刑」(1条)と「十悪」(2条)に関する条項は清律からの直入である。五刑は, ホンドック法典の場合同様, 「笞, 杖, 徒, 流, 死」であった。その内, 笞刑は20打から10打ずつ増えて60打まで, 徒刑は1年から半年ずつ増えて3年まで, 流刑は2千里から5百里ずつ増えて3千里まで, 死刑は絞首刑と斬首刑の2種に, それぞれ分れていた (ibid.)。身分階層による適用刑罰の違いや年齢, 病弱者による軽減条項や自首者に対する刑の免除規定 (ibid) もある。自首は, 刑の軽減, 刑の赦免と並んで(李甲孚 pp.214 - 6), 中国歴代の刑法で規定されている条項の一つであった。刑法関係条項(第223 - 388)の第1篇は窃盗罪及び強盗罪で, 窃盗と強盗とは区別されている。第2篇は殺人罪で, そこには尊属殺人や卑属殺人, 死亡した夫の身内に対する殺人, 冤罪者の捏造等も含まれる。第3篇は喧嘩, 暴力罪で, 行為が起きた場所(王宮の内外による区別)や身分の上下(王族又は官吏, 一般人, 奴隸, 主従間, 夫婦間, 親族間)等によって刑罰が異なる。高位身分の者への暴行には厳刑が課せられた。第4篇は名誉棄損罪(罵詈雑言)で, それに対する刑罰は関係者の身分関係によって異なる。第5篇は起訴, 訴訟, 第6篇は賄賂, 汚職, 第7篇は偽造, 変造, 改竄罪, 詐欺罪で, 公文書偽造, 印章偽造, 通貨偽造, 公職詐称等が扱われる。第8篇は近親双姦, 姦通罪, 強姦罪で, 刑罰は姦通罪に対して笞杖刑, 強姦罪に対しては絞首刑が課せられた(332条)。近親双姦は4親等間までがその適用範囲とされ, 違反者への刑罰は絞首刑であった(334条)。第9篇は雑則で, 賭博, 去勢, 公共記念物の破損等が含まれる。第10篇は逮捕, 投獄, 逃走幫助罪, 犯人隠匿罪等, 第11篇は判決, 刑の執行等がそれぞれ扱われる。取調べでは老年者及び児童に対する拷問が禁止される。

ホンドック, ジア・ロン両法典には, ①在刑応報主義, ②加害者, 被害者の身分の差による刑罰の違い, 尊属殺人と卑属殺人の違い, 主従間の殺人, ③王族, 官吏等特権階層の特別扱い, ④笞杖刑の贖罪による軽減等の特徴が見出だされる。しかしこれらの特徴は, ベトナム法固有の特徴というよりはむしろ中国の律の特徴を反映したものであり, 忠孝等の儒教的価値観を根底に秘めたものだと言ってよい。民法規定, 刑法規定を問わず出典が中国の法典である事, 原典と寸分違わない事, 或いは当該条項が原典の条項に相当する事等の文言 (Philastre) が, 各条項ごとに逐一明示されている。

VI. 古代インドの刑罰

古代インドの刑罰を叙述した文献としては, 多くのダルマ・シャーストラ (Dharmaśāstra = 律法論) やカウティリーヤ (Kauṭilya) のアルタ・シャーストラ (Artha śāstra) 等がある (Damayanti p.21)。この中では, マヌ法典 (Manu Smṛti) とヤージュニャヴアルキヤ法

典 (Yājñavalkya) とがよく知られている。両者とも刑法関係規定だけでなく、婚姻、妻の扶養、相続、遺産分配、債務弁済等の民法関係規定をも包含した総合的な法典であるが、刑法関係規定としては、マヌには、名誉棄損の罪、危害を加える罪、竊盗の罪、暴行の罪、姦淫の罪、偽証の罪等 (田辺 1966 p.34) があり、ヤージュニャヴァルキヤには、言辱、打辱、暴行、窃盗、姦通等の規定 (中野 pp.82-91) がある。

マヌ法典の刑罰関係の規定は、主に八章と九章とに収録されている。八章には民事上の諸契約や債券、債務関係の規定と併せて、窃盗、暴行、姦淫等刑事上の犯罪が規定されている。刑罰の面から見ると、投獄、足枷、種々の体刑が中心 (Manu8.310) だが、適用例としては罰金刑 (8.267 ~ 269, 273 ~ 274, 284, 288 ~ 289, 319, 320) 等) が最も多く、あらゆる犯罪に互る (田辺 1966 p.34)。次が体刑で、窃盗犯の手の切断 (8.322)、足の切断 (8.334)、婦女暴行犯 (8.367) 及び拘摸に対する拇指と人差指との切断 (Damayanti pp.163-4) 等の例がある。高位カーストに対する傷害罪、暴行罪、姦通罪、窃盗罪、強盗罪等に対しても体刑が課された。具体的には、「再生族」(シュードラの上層に位置するバラモン、クシャトリア、ヴァイシャの三階層) を野卑な言葉で侮辱した「一生族」(四姓の最下層を形成するシュードラ) への舌の切断 (8.270)、「再生族」の名を騙った「一生族」に対する口腔内への灼熱の鉄棒の挿入 (8.271)、バラモンに説教した不埒な一生族への口腔内及び耳孔内への熱した油の注入 (8.272)、高位カーストを足蹴にした下位カーストの肢の切断 (8.279)、高位カーストに手又は棒を振り上げた下位カーストに対する手の切断 (8.280)、高位カーストの座席に座ろうとした下位カーストの臀部の切取り (8.281)、高位カーストと口論をしたり唾を吐き掛けた下位カーストに対する両唇の切取り (8.282)、高位カーストに尿を掛けた下位カーストに対する陰茎の切取り、高位カーストに放屁した下位カーストに対する肛門の切取り (8.282)、高位カーストの睾丸を掴んだ下位カーストに対する睾丸の切取り (8.283)、高位カーストの女性と性交渉を持った下位カースト男子の性器切除 (8.374, 377) 等が行われた。追放刑は、被害者に骨折の被害を与えた傷害犯 (8.284) や人妻と姦通した男 (8.352) 等に適用された。死刑は、殺人罪、殊に女性や幼児、バラモン等の殺害や詔勅の捏造、利敵行為等に対して課された (Damayanti p.166)。死刑の適用例には、穀物の窃盗犯 (8.320, 323) や高位カーストの婦女誘拐 (8.323) 等もある。処刑の具体例としては、夫に傲慢だった配偶者に対する犬による咬み殺し (8.371)、灼熱の鉄床の上での烙殺 (8.372) 等がある。バラモンに対しては死刑の代替刑として剃髪刑が課された (8.379)。バラモンだけは特別扱いで、たとえいかなる犯罪を犯そうともこれを殺してはならない (8.380) とされていた。剃髪刑は、少女への同性愛を強要した成人婦人や少女同志の同性愛者 (8.369, 370) 並びにバラモン女性と性交渉を持ったクシャトリア男性にも適用された (Damayanti p.173)。以上の刑罰の他、配偶者による夫、直系卑属による尊属、奴隷による主人、弟による兄への過失を犯した者 (8.299) 並びに少女同志の同性愛者に対する笞刑 (8.369) や労役刑や財産の没収刑 (8.375) 等もあった。マヌでは科刑が階級的に差別して行われる。例えば、バラモンの名誉を毀損せる者は百パナ、ヴァイシャは 150 或いは 2 百パナの罰金が課されたが、シュードラは体刑に処された (8.267)。

ヤージュニャヴァルキヤの刑法関係規定には、第 17 章から 19 章までと第 22 章から 24 章までの 5 章が該当する。刑罰としては、罰金刑、肉刑、烙印刑 (270,294)、死刑等があった。罰金刑は、言辱や打辱 (罰金と弁償との併刑もある)、暴行 (強奪)、同姓女又は順姓女への男子の姦通 (286) 等に対して適用された。肉刑としては、窃盗と掏摸に対する指の切断、再犯の場合の片手、片足の切断 (22.274)、強姦罪に対する手の切断 (288) 等がある。「再生族」(最下層のシュードラより上層に位置するバラモン、クシャトリア、ヴァイシャの三階層)の名を騙ったシュードラに対しては灼熱の鉄棒を口腔内に注入する刑が課された (Damayanti p.170)。烙印又は焼判は、人間の胴体や女性の性器、犬の脚等を象徴するマークが額に烙印された (ibid p.171)。これは、殺人罪や近親双姦、金の窃盗、飲酒等の犯罪を犯したバラモンに対する体刑である。死刑は、窃盗 (22.269)、暴行殺害 (22.273)、「逆姓女」への男子の姦通 (286)、王室倉庫や武器庫、寺院等への侵入窃盗 (Damayanti p.166) 等に適用されたが、処刑法としては、胎児又は夫を殺害した犯人の水中での溺殺 (278)、毒殺、放火、卑属殺害等の犯人に対する耳、手、鼻、唇の切断後の牛裂き (279)、放火犯、王妃を犯した者に対する烙印 (282) 等があった。烙印 (火刑) は、暴動反乱を犯した者や直系尊属、直系卑属及び師、苦行実践者等を殺害した者にも適用された (Damayanti p.167)。夜間の強盗団や待ち伏せ強盗、囚人の連れ出し、祖国への裏切り、玉璽偽造等に対しては、串刺しの刑が課された (ibid p.168)。

Ⅶ. ビルマ王朝時代の刑罰

(1) パガン時代の刑罰

ビルマの刑法関係規定で現存する最古の資料と言え、*「チャゾワ王の勅命」*であろう。この勅命では、強盗、窃盗等の凶悪犯に対しては過酷で凄惨な刑罰が課される旨、述べられている。一例を挙げると、「刺のある籐で打擲する、耳を切り落とす、鼻を削ぎ落とす、四肢を切断する、頭頂に穴を穿ち溶かした鉄を流し込む、口腔内で火を灯す、斬首する、顎、鎖骨、肋骨の皮膚を鋏で切断する、皮膚を剃刀で刻み、ライム、塩、灰汁を注ぐ」(plate No.LXVIII 1249AD) 等である。これらの肉刑は、ビルマだけでなく、古代中国やベトナム、朝鮮、蒙古等、中国文化の影響を受けた国々にも広く存在していたから、その目的は、犯罪者に対する懲罰と併せて一般民衆に対する見せしめでもあったと見られる。

ビルマは1885年の第三次英緬戦争後イギリスの植民地となったが、パガン時代以降一貫して王朝制国家であった。王朝時代には国王の意思が詔勅と言う形で毎日のように発令された。現存するニャウンヤン時代 (1605 ~ 1752 AD) の詔勅とコンバウン時代 (1752 ~ 1885 AD) の詔勅とから当時の刑罰関係の記録を抜粋する。

(2) ニャウンヤン時代の刑罰

ニャウンヤン朝ビルマにおいて統治機構の頂点を形成したのは国王であった。国王は、殆ど毎日のように詔勅を発した。詔勅には、様々な内容が記されているが、刑罰関係としては、勅令違反者への役職罷免、身分の降下、財産の没収、遠方への流刑、鞭打ちの刑、

串刺しの刑、焚殺の刑、四肢の切断、両腕の切断等の刑執行等（大野 1985）がある。

ニャウンヤン時代には「前の院」(Shay Yone)と「法務院」(Taya Yone)という二つの司法機関が設置されていた。前者は刑事事件を取扱い、後者は民事事件を処理した。前の院は、王都府も兼ねており、責任者は王都奉行(Myō Wun)であった。王都奉行の主な任務は、王都の治安維持で、王都内外における窃盗、強盗、喧嘩、暴力沙汰、火災等を取締まった。王都で発生した刑事事件は、全て王都奉行の管轄であった。王都奉行と各奉行との管轄権が重複する場合、窃盗、強盗、喧嘩傷害等の刑事事件であれば、犯罪者がたとえ各奉行に直属する部下であっても、取調べ権は王都奉行にあった。判決は王都奉行の裁量に任されており、罪状に応じて四肢切断や死刑等の刑罰が課された。刑罰に対する処置の基本は、応報刑であった。他人の財産を盗んだり、他人に対して暴力を振ったりした事が判明すれば、「取調べの上、罪に応じて死刑にすべき者は死刑にし、(手足を)切断すべき者は切断しなければならない」(1568.4.5)とされた。「騒乱を起したり、仏塔や寺院、井戸、池等を破壊したり、窃盗、婦女暴行、空き巣、叛乱等の犯罪者は厳罰に処せ。治安を乱す者は逮捕して王都へ連行せよ」(1658.3.3)等の指示が出された。王都での出火に対する警戒は厳重で、住民の煮炊きは時刻を定めて行うよう指示されており、定刻外の煮炊きが原因で火災が起きれば、失火当事者は身柄が「前の院」に引渡された(1637.12.9)。王都への出入りに対する警備、取締も王都奉行の管轄事項で、定刻外の出入りは奉行の許可書を携行していなければ、たとえ皇太子であっても認められなかった(1690.2.14)。

地方で発生した刑事事件は領主(ミョザー、ユワーザー)によって取調べられたが、身柄はその後太守(ミョウン)に引渡された。各村の村長、平民首長達は、婦女暴行、強盗、強奪等の犯罪が起きないように注意し、事件が起きた時には村中総出で山狩りをして犯人を探索捕縛するよう指示されていた。王室での儀式を口実に管轄内の各戸から不法に費用を徴収した地区の責任者は、鞭打ち百回の刑に処された。竹や材木等の取引を法外な高値で売買した場合には、唇が削がれ、手が切断された(1692.5.10)。喧嘩の場合には双方に和解が勧告された。刃物や棍棒を用いた殺人や傷害事件では、犯人の身柄が奉行に引渡された。殺人事件の犯人が単独の場合には個人で、複数の場合には人数に応じて賠償が義務付けられた(1691.6.21)。

(3) コンバウン時代の刑罰

コンバウン朝ビルマでも国権の最高権者は国王であった。国王は、自分の意思を詔勅という形で公にした。詔勅は一定の書式を持った公文書で、元老院を通じて公布された(Crawford:1829 p.401)。国王が公布した事象は、戦争、外交、治安維持、徴税、身分制度の維持等、国政全般に亘る。刑罰関係としては、狩猟及び肉食の禁止、酒の製造、販売、飲酒の禁止、賭博の禁止、刑罰の執行命令等がある。国王は、王都での防火及び国内各地の治安維持には格別強い関心を抱き、頻繁に担当官吏に警告を発した。防火対策に国王が注意を促したのは、当時の人家が竹や茅、植物の葉等燃えやすい素材で組立てられていた事と無縁ではない。防火を呼び掛ける詔勅は、毎年のように出された。警告の内容として

は、各家屋の屋根に防火用水を用意させたり、地中に一定の深さの穴を掘って竈とし朝夕定刻に炊飯をさせたり、路上での銜え煙草を禁止したり、深夜の見回りをさせたり、各家庭に防火用具（屋根を引き落とす鳶口）を常備させたり、竹製の壁や戸板を新品と交換させたり、燃え易いゴミを片付けさせたり、人家の竹屋根を取り外させたり、道路沿いの人家の戸数を制限したり、勝手な増設を禁止したり、市内や王宮内の兵営、税関等を煉瓦建にしたり、王宮の屋根を瓦葺きにしたりした。実際に王都で発生した火災は、コンバウン時代だけで、1810年王宮を含めて王都全焼、1850年焼失家屋2千戸、1856年焼失家屋2千戸、1884年2月市街南部焼失、3月市街東部焼失、4月市街西部焼失、同月王宮南西焼失、5月華僑街焼失等がある。王子、宰相、高官達は、火災発生と同時に、王宮に集結する事が義務付けられた。火災が王位簒奪に利用される事を防止するためである。参集しない者は、処罰された。出火元の地区責任者は群衆の面前で笞打ちの刑に処された。消火活動が遅延し大火災に発展した場合は、王都奉行までが処罰の対象にされた。「体の上に丸太を乗せて日光に曝す」のがその刑罰であった。

コンバウン時代には、罪人の刑罰執行も詔勅によって指示された。刑罰は身体刑、労役刑、流刑、生命刑等、犯罪の軽重に応じて課されたが、刑罰の基本は応報刑であり、相当に過酷であった。投獄された者には足枷が嵌められた。執行された刑罰には、鞭打ち、日曝し、懲役、原生林への追放、柱に縛り付けての筏流し、片腕切断、両腕切断、臀部切断、四肢の切断、溺殺、絞首、焚殺、磔、胸部切開、斬首、曝し首（梟首）等（1785.2.12）があった。クロフアドは、生き埋め、野獣への生き餌、腹部切開等の例を挙げている（Crawford p.407）。犯罪と刑罰との関係を、詔勅（カッコ内は詔勅の日付）から例示する。

殴打＝追放（1795.5.30）、窃盗＝処刑（1795.7.2）、軍隊への強制編入（1787.8.2）、窃盗（女性）＝最下層身分への組み入れ（1810.12.11）、強盗＝処刑（1806.10.15）、殺人＝処刑（1817.8.29）、放火＝焚殺（1806.4.30）、溜池、堰の破壊＝焚殺（1801.7.17）、婦女暴行＝原生林への追放（1787.11.8）、婚外性交（男性）＝原生林への追放（1806.7.10）、婚外性交（女性）＝最下層身分への組み入れ（1806.7.10）、姦通（男性）＝軍隊への強制編入（1787.8.2）、高位身分への移籍＝処刑（1810.5.5）、禁漁区での密漁＝処刑（1865.4.8）、女の饒舌＝唇左右への切り裂き（1759.12.16）、隔離比丘との接触＝両足切断（1788.3.17）、極秘事項の記録＝腕の切断（1785.4.28）、法廷での偽証＝腕の切断、舌の切除（1785.9.1）、

こうした処刑が年間何件行われたのか統計はないが、ある記録ではハンターワディー太守管轄のランゲーンでは、年間25件から30件に達した（Crawford p.407）。窃盗、悪口雑言、婦女暴行等の罪で原生林へ追放された者は恩赦に浴して都へ戻る事があった（1788.1.24）。売春は非合法ではなかったが、売春婦はハンセン氏病患者や隠亡等と同様、その住まいが隔離されていた。男色や同性愛（レズビアン）は厳しく罰された（1795.1.28）。賭博も不正でない限り合法であった（1795.1.28）。追放刑、流刑の具体例は、カターの西南メーザーの森に流刑になった詩人レッウエートンダラが配所で詠んだ「都を恋うる歌」が有名。黥刑（入れ墨）が刑罰の1種として行われていた事実は、詔勅では確認できないが、類に環型の入墨（BAGWET）を施された重罪者が死一等を減じられて死刑執行人として

働かされていた事実は、英国人ジョージ・スコットによって確認されている (Shway Yoe: p.432)。また、胸に殺人、窃盗、強盗等の文字を入れ墨された者の存在も記述されている。死刑は、勝手な身分変更、窃盗や殺人、強盗等の場合に適用されたが、死刑の執行方法には、水死、絞首、焚殺、磔、胸部切開、斬首等があった。単に処刑とある場合は、具体的にどのような処刑法が用いられたのか明らかでない。

出典資料

中国関係

『前漢書』卷第二十三，刑法志第三
『隋書』卷二十五，刑法志第二十刑法
『旧唐書』卷五十，刑法志第三十，刑法
『宋史』卷二百，刑法志第一百五十三刑法二，刑法志第一百五十四刑法三
『元史』卷一百二，刑法志第五十，刑法一
『太平御覽』卷第六百四十五，刑法部十一，十二，十三，十四，十五，十六
『文献通考』卷第六十七刑考
満文老当研究会『満文老当』Ⅰ，東洋文庫，1955 年
上海社会科学院政法法律研究所編『宋史刑法志注釈』北京，1979 年
陳顧遠『中国法制史』上海，中華民国 23 年
周密『中国刑法史』北京，1985 年
李甲孚『中国法制史』台北，1988 年
張晋藩『清朝法制史』北京，1993 年
仁井田陞『中国法制史研究 刑法』東京大学出版会，1959 年
濱口重國「漢代に於ける強制労働刑その他」『東洋学報』第 23 卷 2 号
濱口重國「漢代の笞刑に就いて」『東洋学報』第 24 卷 2 号
原田慶吉『楔形文字法の研究』弘文堂，1949 年

朝鮮関係

『舊唐書』卷百九十九上列伝百四十九，東夷，高麗，百濟，新羅条
浅見倫太郎『朝鮮法制史稿』巖松堂，1922 年
法務大臣官房『現行韓国六法』ぎょうせい，1988 年
宋炳基 et al.『韓末近代法令資料集Ⅲ』大韓民国国会図書館，1971 年
青柳綱太郎『李朝史大全』名著出版，1972 年
角田房子『閔妃暗殺』新潮社，1988 年

日本関係

「古事記」『国史大系第 7 卷』経済雑誌社，1898 年
『御定書百箇条』酒井書店複製，1968 年
奥野彦六『御定書の研究』酒井書店，1968 年
高柳真三，石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店，昭和 9 年
高柳真三，石井良助編『御触書宝暦集成』岩波書店，昭和 10 年
高柳真三，石井良助編『御触書天明集成』岩波書店，昭和 11 年
高柳真三，石井良助編『御触書天保集成』岩波書店，昭和 12 年
高柳真三『日本法制史（1）』有斐閣，1949 年
石井良助『徳川禁令考』後集第一，第二，第三，創文社，1960 年
石井良助『新編江戸時代漫筆』上，朝日新聞社，1979 年

- 仁井田陸『中国法制史研究 刑法』東京大学出版会, 1959 年
金子武雄『延喜式祝詞講』武蔵野書院, 1951 年
武田祐吉校註『日本書紀』1, 朝日新聞社, 1955 年
坂本太郎, 家永三郎, 井上光貞, 大野晋校註『日本書紀』上, 岩波書店, 1967 年
平松義郎『江戸の罪と罰』平凡社選書 118, 1988 年
Ryosuke, ISHII: A History of Political Institutions in Japan. Tokyo 1980

蒙古関係

- Riasanovsky, V.A: Fundamental Principles of Mongol Law. Tientsin 1937.
リヤザノフスキー著, 青木富太郎訳『蒙古法の基本原理』生活社, 1975 年
リヤザノフスキイ著, 東亜経済調査局訳『蒙古慣習法の研究』東亜経済調査局, 1935 年
岩村忍, 田中謙二校訂『元典章刑部』京都大学人文科学研究所, 1964 年
岩村忍「元典章刑部の研究－刑罰手続」『東方学報』第二十四冊, pp.1 - 114.
島田正郎『明末清初モンゴル法の研究』創文社, 1986 年
田山茂『蒙古法典の研究』大空社, 2001 年
小竹文夫, 岡本敬二編『元史刑法志の研究訳註』教育書籍, 2001 年
Vernadsky, George: The Scope and Contents of Chingis Khan's Yasa. HJAS 3 1938
Bawden, C.R: A Joint Petition of Grievance submitted to the Ministry of Justice of Autonomous Mongolia in 1919. BSOAS XXX - 3 1967 PP.548 - 563.
Bawden, C.R: A Case of Murder in Eighteenth Century Mongolia. BSOAS XXII 1969
Ch'en, Paul Heng-chao: Chinese Legal Tradition under the Mongols, The Code of 1291 as reconstructed. Princeton University Press 1979.

越南関係

- Philastre, P.L.F: le code annamite, nouvelle traduction complète. tome premier, tome second. seconde édition Taipei 1967.
Hooker, M.B: A Concise Legal History of South East Asia. Oxford U.P. 1978
Maybon, Charles B: Histoire moderne du pays d'Annam (1592 - 1820) . Paris 1920.
Hall, D.G.E: A History of South - East Asia. New York 1968.
仁井田陸『中国法制史研究 刑法』東京大学出版会, 1959 年
片倉穰『ベトナム前近代法の基礎的研究』風間書房, 1987 年
陳顧遠『中国法制史』上海, 中華民國 23 年
周密『中国刑法史』北京, 1985 年
李甲孚『中国法制史』北京, 1988 年

インド関係

- Damayanti Doongaji: Crime and Punishment in Ancient Hindu Society. 1986.
Olivelle, Patrick: The Law Code of Manu. Oxford U. P. 2004
中野義照『ヤーヂュニャヴァルキヤ法典』中野教授還暦記念会, 昭和 25 年
田邊繁子訳『マスの法典』岩波書店, 1953 年
田邊繁子「マス法典の罪と罰」『法制史研究』16, 1966 年
白井駿『古代インドの刑法思想』白順社, 1985 年

ビルマ関係

- Than Tun: The Royal Orders of Burma, A.D.1598 ~ 1885. vol.I ~ X Kyoto University 1983 - 1990.
Tin: Myanma Min Okchokpon Sadan with Appendix to King Bodaw Phaya's Yazathat Hkaw Ameidaw Tangyi. Part I ~ V Rangoon 1933 ~ 1970.

- Htoon Yi: Collection of Upade (Laws and Regulations of Myanmar Last Two Kings, A.D.1853 – 1885).
VOL.I ~ IV Aichi University. 1999.
- Taw Sein Ko: Selections from the Records of the Hluttaw. Rangoon 1926.
- Taw Sein Ko: Records of the Hluttaw. Rangoon 1960.
- Maung Maung Tin: Shwe Nan Thon Wawhaya Abidan. Rangoon 1975.
- Crawford, John: Journal of an Embassy from the Governor – General of India to the Court of Ava in the year 1827. 1829.
- Fytche, Albert: Burma, Past and Present. vol.I London 1878.
- Symes, Michael: An Account of an Embassy to the Kingdom of Ava sent by the Governor – General of India in the year 1795. London 1800.
- Yule, Henry: Narrative of the mission sent by the Governor – General of India to the court of Ava in 1855. London 1858.
- Shway Yoe: The Burman, His Life and Notions. London 1927.
- Trager, Frank N.: William J. Koenig: Burmese Sit – Tans 1764 – 1826. 1979.
- 大野徹『ビルマの社会と経済』アジア経済研究所, 1972 年
- 大野徹「ニャウンヤン朝ビルマの統治機構と社会構造」『東南アジア, 歴史と文化』14, 東南アジア史学会, 1985, pp.3 – 27.

A Study on the Systems of the Criminal Punishments in Despotic States of Asia

OHNO Toru

The system of Criminal Punishments differs from age to age and also from state to state. In ancient China, the criminal punishment was inflicted on the offender on the basis of the Penal Code called LU (律). The Five types of punishments were stipulated for the first time in the Penal Code of Sui (隋) dynasty. It was composed of (1) flogging with a bamboo stick, (2) beating with a heavy wooden stick, (3) criminal servitude, (4) banishment to a remote area, and (5) death penalty, which was implemented in the forms of two different methods, namely decapitation and strangulation. This system of punishments was handed down from the ancient times to the modern time ending with XIN – HAI Revolution (辛亥革命) in 1911 A.D.

The Penal Code of Tang (唐律) was introduced to the Korean Kingdoms of Silla (新羅) and GAO – LI (高麗), and the Penal Code of Ming (明律) was accepted by the kingdom of Li (李). WEI – ZHI (魏志) mentions that no jail was in the kingdom of GAO – JU – LI (高句麗), but if the criminal who had committed a homicide was sentenced guilty he should have been executed and his family were forced to be slaves. The punishments stipulated in the penal code of the Li (李) dynasty were similar to those of kingdom of GAO – LI: namely beating with a bamboo stick, flogging with a heavy stick, criminal servitude, exile to a remote area and death penalty.

Japan was also influenced by the ancient culture of China including her legal system. The death penalty was, however, abolished and commuted to the banishment to a remote area or forced labor during 339 years from the 9th century to the 12th century A.D. Under the

administration of the KAMAKURA Government (鎌倉幕府), the painful methods of execution were imposed in the forms of crucifixion in upside down, burning at the stake, burrying the criminal to his waist and allowing any spectator to carve him by a bamboo saw, boiling the offender in a cauldron, impalement with a spear, quartering the body of the criminal into cardinal directions by hauling with four bulls, rolling the body up with a bamboo blind and throwing into a river. The TOKUGAWA Government (徳川幕府) promulgated abundant laws and regulations, one of the most noteworthy of which was called OSADAMEGAKI – HYAKKAJO (御定書百箇条). The following were the typical punishments stipulated in it. (1) execution by crucifixion, sawing, burning at the stake, decapitation or exposure of the head of the criminal after his decapitation. (2) corporal punishment by beating or tatoo. (3) restriction of the freedom by dismissal from his residence, banishment to a remote island, exile, confinement in his house or fetters. (4) payment of fines or penalty, confiscation of his property or whole properties. (5) degradation of his social status to the discriminated.

Prior to 1911 AD, MING and QING codes of China were applied to the Mongolian (蒙古) states. The death penalty was imposed, according to the stipulation of the Great Yasa of Jenghiz Khan, upon the offender of rebellion, practice of sorcery, theft, adultery, sodomy and so on. Capital punishment was frequently inflicted on the criminal in the Great Yasa. Meanwhile, it was applied only three cases in regard to the defence of the state in the Mongolian_Oirat Regulations of 1649 A.D. The mutilation was seldom occurred in Mongol. It could be commuted to a payment of indemnity to the victim of the crime or the family of the deceased.

The first Vietnamese penal code called HONG – DUC CODE was promulgated by Emperor Le Tan Ton (Hong Duc = 洪徳) in 1483 A.D. It commenced with the “Five Penalties” which were composed of (1) the whipping with a knout or a stick, (2) the criminal servitude such as forced labor, (3) the exile to a remote region, frequently combined with beating or chainning, and (4) death penalty by decapitation or strangulation. Another code called GIA – LONG (HOANG – VIET) CODE was codified by the Emperor Nguyen An (Gia Long) on the basis of the Qing Code of China. Five Punishments were similar to those stipulated in Hong Duc Code.

A number of DHARMA ŚĀSTRA and ARTHA ŚĀSTRA of Kauṭilya are the prominent laws of ancient India. Manu Smṛti dealt with crimes like Defamation, Assault, Theft, Robbery, Violence, Adultery and False Evidence. Similar crimes were provided in the Code of Yājñavalkya. Manu stipulated imprisonment, fetters and various kinds of corporal punishment. The fine was imposed on the criminal in almost all the offences. The corporal punishments like severing hands or the legs were imposed in cases of adultery, theft, robbery and Dacoity. If a pilferer and a pickpocket committed the crime, his thumb and index finger were severed. It is a prominent feature of Penal Code of India that the offence committed by the Lowest Caste against the Three Higher Castes was heavily punished. If a man of the lower Cast had a sexual intercourse with a woman of the higher Castes, his genital organs should have been severed. The death penalty was

inflicted on the homicide, particularly the murder of a woman, an infant or a Brahman, and abduction of a woman by force. A Brahman who committed a homicide, incest, and a theft had to be branded on his forehead with any of the ashamed mark expressed the tell_tale.

The Royal Edict of King Kyazwa of Pagan Dynasty was one of the most ancient records of Burmese criminal procedure. An inscription of 1249 A.D. mentioned the following punishments: beating the offender with a thorny cane, severing his ears or nose, cutting his limbs off, boring a hole in the skull and pouring the melted iron into it, burning the inside of the mouth cavity with fire, decapitation, cutting the skins of jaw, collarbone or rib with scissors, notching the skin with a razor and sprinkling lime juice, salt or lye upon them. The Dharma Śāstra of ancient India was also referred in Pagan period as a reliable source for the legal judgement. It was, however, the king who expressed his judgement as the royal edict, which contained various judgements upon the offenders such as the dismissal from their services, degradation of their high status to the lower status, confiscation of their properties, exile of the criminal to a remote area, beating with a cane, death by skewering or by setting the body with fire, severing his limbs, chopping his arms. The system of criminal punishments in Konbaung period was almost similar to those of Nyaungyan period.

(2006. 1. 12 受理)